

ください。
○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの売り掛け債権担保融資保証制度でござりますが、平成十三年に制度を創設いたしました。それ以来、審査手続の簡素化、迅速化、担保掛け目の引き上げ等の制度改善を進めてまいりました結果、平成二十年二月末現在、これが最新の数字でございますけれども、累計で一兆四千億を超す実績を上げてございます。

また、お尋ねの代位弁済額でござりますけれども、平成十九年度の実績は、先ほどと同じ平成二十年二月末現在でございますけれども、約十七億円、制度創設以来の累計で約五十億円という実績になつてございます。

○田村(謙)委員 今お伺いをした実績と代位弁済額でありますけれども、お伺いしたのが昨日と急でしたので、その点は申しわけなかつたとは思うんですけども、ある意味、今回の法改正にも関連をする制度、既に導入をしている売り掛け債権担保融資保証制度について、もちろん実績だけではありませんが、その実績というのをどのように評価するのかとか、評価をする際には当然、その実績といふものは大前提としてある数字だと思うんです。代位弁済額といふのは、きのうお伺いをして、結局夜中に数字をいただきましたが、すぐ手元にはないといふのがたまたま明らかになつたんですけども、それは、私も不勉強ながら、いかがなものかなというふうに思つたりするところもあるんです。

今回、この売り掛け債権担保融資保証制度について、既に六年ぐらい実際に行われていて、その中で、実績の数字なども踏まえてどのようにそれを評価していらっしゃるか、もしお考えがあれば教えてください。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

十三年に導入いたしましてから、売り掛け債権で融資をするというのをやつてきました、先ほど次長がお答え申し上げましたように一兆四千億円ぐらいの実績になつてている。これは、十三年から

年々にかけて着実にふやしてきてます。

昨年度につきましては、在庫も含めてやつてます。こうというふうな法改正もやつていただきまして、私どもとしては、中小企業の円滑な金融にお役に立つてあるんじやないかというふうに考えてございます。

○田村(謙)委員 ありがとうございました。

それでは、若干視点を変えまして、今回の法改正の背景には、手形の利用が急激に減少している

ということが大きな背景としてあると思うんですけれども、その理由について御説明ください。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

手形が急激に減つてきて、一時期の七分の一、八分の一になつていいという状況でございましたが、まず、手形を発行する支払い企業の側から見た場合、発行するに伴いまして印紙代がかかることで、事務管理コストで人件費等々がかかつてゐる、あるいは紛失等によります二重払いのリスクがある、あるいは紛失等によります二重払いのリスクがあるというようなことでございます。さらに、支払いが行われるというようなことになります。さらに、支払いが行われるということになりますと、顧の支払いが行われるということになりますと、顧の見えない振出人の信用リスクがあるというふうなことが挙げられるかと思います。

さことに二回手形事故を起こすと銀行取引停止処分を受けるというふうな大きなリスクがあるわけでございます。

また、手形を受け取る納入企業の側からいたしましても、転々と流通いたしました手形によつて支払いが行われるということになりますと、顧の見込みの手形が非常に厳格でございまして、半年間の間に二回手形事故を起こすと銀行取引停止処分を受けるというふうな大きなリスクがあるわけ

うものが前倒しですることができない。そうしますと、資金繰りに窮して、場合によつては借り入れをするというような状況が生まれてきて、借入金が増大をする結果になつているという状況もあるというふうに聞いております。

現在では、手形の割引同様に、一括決済の早期現金化ということを公取さんも求めていらっしゃるというふうに聞いていますけれども、そもそも納入から支払いまでの期間というのが、日本ですと通常六十日から九十日ぐらいと、非常に長いこと自体がやはりまず問題なのではないかなという意識も持つていてあります。

裏返して言いますと、支払い企業が納入企業から立場を利用して借り入れをしているのと同じよう

うな効果があるわけでありまして、下請企業への支払い、中小企業への支払いのサイクルを短縮するような施策というものをとつてもいいのではなくかなど。やはり、中小企業において資金繰りといふことは大変重要なポイントの一つであるわけでありますので、その点について何かお考えがありましたら教えてください。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘がございましたように、中小企業の円滑な資金調達のためには、売り掛け債権の支払い期間の短縮を図るということが大変重要な課題であると私どもも認識しております。

またとりわけ、一般的に弱い立場にあります下請事業者の方の利益の保護ということを図る必要があるという観点から、下請代金支払遅延等防止法におきまして、下請代金の支払い期日は、親事業者が下請事業者から製品等の納入を受けた日から六十日以内のできる限り短い期間内において定めなければならないという規定を置いてございまして、支払い遅延行為を禁止してございます。

中小企業庁といたしましては、下請代金の支払い期日が不適に長く設定されないように、公正取引委員会とも連携しつつ、この法律の厳格な運用を努めてまいる所存でございます。

○田村(謙)委員 私のちょっと調査不足かもしれ

ませんけれども、それこそ十年ぐらい前のデータ

をたまたま文献で見かけた際に、もつと広げて、いわゆる企業間信用の数字になつてしまいますが

れども、対GDP比ですね、先進国を平均すると大体二割程度だ。一番低いところ、ドイツとかで

すと基本的に、支払いまでの期間というのは二週間ぐらいが商慣行として通常で、ドイツは特に短いので対GDP比でも五%程度で、ほかの例えばイギリス、アメリカなどですと一割程度、フランスと日本がやや高くて、特に日本は高い、それこそ四割を超えるような比重を占めているという

データ、それが十年でどの程度改善されたかといえば、それは私も調査不足で存じ上げないんすけれども、それが十年でどの程度改善されたかといふと、まだ改善をされていないのか。

近年、そういう傾向、企業間信用、あるいは猶予期間、納入から支払いまでの期間というのは実際に短くなっているのかどうか、そういういた状況というの把握はしていらっしゃいますか。

○中野副大臣 国際比較、お話をいたいたいたところでありますけれども、日銀出身で、現在同志社大学教授の鹿野嘉昭氏の「日本の中小企業」、二〇〇八年に発行されておりますけれども、主要国

企業間信用の対GDP比が示されております。

それによりますと、今お話がありましたように、我が国及びフランスは四割五割程度、アメリカ、イギリス、カナダは一、二割程度の水準となつていると承知をいたしております。これは十数年前の統計ではありますけれども、大体今日までもこういった数字で示される形になるかなと思

います。

やはり、こういった国際比較はあるものの、企業間信用の縮小が、中小企業が支払い側となつた場合に与えるメリット、デメリット、両方を考え

ることが重要だと思います。

二〇〇七年版の中小企業白書でのアンケート調査の結果として、中小の製造業がみずから支払うサイトを短くしたことの影響を示しておりますけれども、それによりますと、以前より安い値段

での仕入れが可能になつた、あるいは経理、会計処理が楽になつたといふメリットが示されておりまますし、逆に、資金繰りが苦しくなつた、それから預金を取り崩したなどといふデメリットの双方が存在をするとしておられます。

を進めていただきたいということを御要望申し上げたいと思います。
さて、また別のことをお伺いいたします。
売り掛け債権早期現金化というのを既に行われている金融機関などがあるというふうに私も部分的に

を考えていらっしゃって、どのような手続で決められたのかということを教えてください。

このようなプラスマイナスの両面の影響を考えると、一概に企業間信用の圧縮を図ることが適切だとは言えないのかなと思います。重要なことは、企業間信用における受け取り側の中小企業への対応だと思います。そういう意味で、現在御審議いただいている売り掛け債権の早期現金化は、まさにこのような見解から、受け又

的につけていますけれども、その数あるいは対象企業の数はどの程度というふうに把握していらっしゃるのか。あるいは、今回の支援策を導入することによってどこまでふえるというふうにお考えか、お聞かせください。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

○**岩井政府参考人** お答え申し上げます。
御質問の特定金融機関等、これは具体的にはお金をお貸しするという機関でございますけれども、これにつきましては、銀行、長期信用銀行、

中小企業信用保険法改正案におきまして、この限度額を十億円というふうに規定をさせていただけます。中小企業の信用力について、料率を決定する料率の彈力化ということを中心に、財務当局とも検討いたしまして、法律修改を行なってまいりました。

支援制度は、まさにこのよき範囲から、豈く限り側の中小企業に対する資金調達の新たな手段の提供を政策的に促進するものだ。こういうことで、ぜひ民間支援を賜りたいと思います。

私とも中小企業方が金融機関へアンケート調査をいたしました。その意味で、アンケート調査でござりますので悉皆的ではないのでござりますけれども、その結果で、売り掛け債権の早期現金化

信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び信
用協同組合連合会、農林中央金庫、工商組合中央
金庫等の金融機関を想定してございます。
他方、特定目的会社等といいますものは、借り

行後の政令において定めさせていたたくといううござりますけれども、今申し上げたような基本的な考え方で検討を進めてまいりたいと思います。

○田村(謙)委員 私が唯一参考にした文献もちゃんと把握をしていただいて感謝をいたしますけれども、確かに両面あるんだと思うんですね。それ以上詳しい実態は私も正直わかりませんので、明確な持論があるわけではありませんし、欧米にすべて合わせる必要はないだろうと。

ただ、何となく素人的に考えて、イメージ的にやはり一般論で言うと、支払う側という方がより規模が、特に下請と大企業の場合は典型でありますけれども、そういう場合、もちろん逆転している場合というのは多々あつても、結局金額的なことを考えると、基本的には納入企業の方が支払い企業よりも規模が小さいものの方が多いような気がいたします。

を既に行つておられる金融機関の数として八十五機関を数えてございます。それぞれの機関ごとに、対象となる中小企業の方あるいは取引先企業の方があなたかと思いますけれども、どれぐらいの取引先を抱えておられるのかということにつきましては、残念ながら十分把握はできません。それぞれの金融機関によつて区分かれることころがあるのだろうと思います。

しかしながら、売掛金債権の早期現金化を行ふためには売り掛け債権の信用力が重要であるといふことですか、スキームをつくっていくために一定の規模のものでないとうまく回つていかなければいけないというようなことから、現状では、信用力等を持つておられる大企業やその関連会社の利用が中

入れや資産担保証券の発行によりまして調達した資金によつて、今持つておられる方から資産を譲り受けて資金化を支援するというための会社でございますので、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社、社団といった金融機関も当然想定されるわけでござりますけれども、同様の業務を行われる株式会社あるいは合同会社というのも対象にし得るものと考えてございます。具体的な対象につきましてはさらに精査が必要だらうと思いますけれども、御指摘のメーカー系のようなどころがそのような業務をされるという場合には、一般論として申し上げれば、特定目的会社等に入り得るものというふうに理解をしてございます。

また、保証料率でござりますけれども、今申上げました保険料率が定まりますと、これに応じて決定されることになりますが、基本的な考え方は同じようなことにならうかと思ひます。

最後に、保証割合につきましては、責任共有の対象とする方向で検討しておりますけれども、具体的な保証割合につきましては、今後財政当局と検討をさせていただくことにならうかと用意しています。

以上でござります。

今御説明いただいたようなメリット、デメリットは確かに両面あると思いますので、そこは、今後もよりさらに実態調査を引き続き続けていただいて、ただ、まさに鹿野教授も言っていますように、政策ができるのか。いわゆる商慣行でありますので、政府が押しつけることができるというわけでは確かにないのだろうとは思いますが、そこは官民連携をしてというのが経産省さんの産業政策、中小企業政策だと思いますので、といった視点は失わずに、引き続きより精緻な調査

心になつておりますと、中小企業の方の利用とうのは極めて限定的なものになつてゐるというのが実態であろうかといふうに考えてございます。

○田村(謙)委員 あと、SPCを設立して売り掛け債権を流動化する、そういうスキームというのでは、預金取扱金融機関に限らず、いわゆるメーカー系のファイナンス会社などでも行つてゐるといふうに聞いています。

今回、中小企業金融公庫の業務に追加をされる

○田村（謙）委員 せつかくいい制度を導入なさる
わけですので、できるだけ利用対象が広くなるよ
うに、しつかりと今後御検討いただきたいとい
ふうに御希望いたしたいと思います。
それから、特定支払い契約保険につきまして、
中小公庫のいわゆるてん補率というものは、中小
企業信用保険法第五条で百分の七十というふうに
ありますけれども、保証限度額、保険料率、保証
料率あるいは協会の保証割合といったようなこと
については規定がないわけです。どの程度の水準

くように、その点についても御要望をさせていただきたいと思います。
さて、今回付加をする信用保証協会の新しい機能について、若干御質問させていただきます。金融機関が中小企業の私的整理に協力的でない場合等に信用保証協会がその債権を適正な価格で譲り受けるということになるわけですから、それによつて債権を集めることで事業再生を円滑化するということであります。が、譲り受け価格をどのよう决定することになるのでしょうか。

今回、中小企業金融公庫の業務に追加をされる

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

保証協会によります今回の債権譲り受けの御質問でございますが、まず、保証協会が現に保証を行っている中小企業者に関する案件をやるということでおございます。さらに弁護士とか会計士等の専門家によつて構成されます、現在四十七都道府県にございます中小企業再生支援協議会、そういうふうなところで策定いたしました再生計画に基づくものに限定するというふうなことを考えてございます。

譲り受け価格につきましては、当該支援協議会で再生計画がつくられます。その中で、金融機関等に対しまして、債権放棄の額とか割合、あるいは債権放棄後の残債権の弁済期間、そういうふうなものを考えまして保証協会が決定するということで、譲り受け価格の客觀性でありますとか合理性を確保するというふうなことで進めていきたいと考えてございます。

○田村(謙)委員 今回の新しい制度というのは、今までの中小企業再生支援協議会による再生支援というものがいわゆる経営面の支援が中心だったということに対する、財政面の支援を補完していくこと、ある意味で再生支援の補完をする役割を果たすということです、その役割というのは十分に評価できるものだろうというふうに思つてゐるわけであります。実際、債権譲り受けの対象となつた中小企業が事業再生に失敗をする場合と、そのも当然考えられるわけであります、手がけた事業再生が全部成功するということは不可能ですので、当然そういうリスクはあるわけであります。結局、協会の財政が直撃を受けるということになるわけでありまして、今回、債権譲り受け業務についてはいわゆる信用保険というのは適用されませんから、損害に関して国による損失補てんというのはなくして、全面的に協会がリスクを負うということになるとだと思うんです。

今回の新しい業務を開始して、実際、そのリスク、財政的な影響というのはどの程度あるという

ふうに予測をしていらっしゃるか、その点についてお伺いをしたいんですけれども、よろしいです

か。

○甘利国務大臣 保証協会によります債権の譲り受けは、主たる業務であります債務の保証の遂行を妨げない限度でのみ行なうことができるということをこの法案で規定しているわけであります。具体的には、各保証協会の内部留保の一定の範囲内でのみ実施を認める等の定量的な基準を定めることを考えておりまして、保証協会の財務への影響は限定的なものになると思つております。

また、保証協会による債権の譲り受けは、中小企業再生支援協議会等によつて再生可能性があると認められた案件に限るとともに、譲り受けける価格につきましても、中小企業再生支援協議会等がいたというふうに考えております。いずれにしましても、保証協会による債権の譲り受けが保証協会の財務状況の悪化等につながることがないように、必要な枠組みの整備を行つてまいります。

○田村(謙)委員 結局、各協会の財務力、財政状況に応じて、要は内部留保の範囲内でと、確かに、そういう範囲でと、決定的に財政状況が悪化をすると、ということは確かにないんだろうというふうには思いますけれども、裏返して、逆から考へてみると、財政状況が厳しいところは余りでないといふことですよね、内部留保が少ないところは。そうすると、協会によつてかなりばらつ持つております。

もちろん、かといって、一律にやつた場合には決定的に財政状況が悪化をしてしまうということは、結構な出でてしまふので、その点なかなか難しいことは思いますが、それでも、そういう各協会のばらつきは、結局地域によつて全然対応が違うということになつてしまふわけですので、そこはできるだけ格差が生じないような制度になるようぜひとも

今後努めていただきたいというふうに、最後にお願いを申し上げたいと思います。

さて、今回の法案についての質問はこれぐらいにいたします、残りの時間、最近話題のJパワーの件について若干お伺いをしたいと思っております。

以前も一回、大臣に一問だけ御質問したことがありました。

報道で私も聞いているわけであります。これについては、民主党として特にスタンスを決めていたいふうに私は聞いておりませんので、あくまで個人的な思いもありながらの質問であることは事前に御了解いただいた上で質問させていただきます。

いんすけれども、幾つかの観点から質問させていただきたいと思います。

T C I が反発をして、今回中止命令に至つたとい

株の買い増しの中止を勧告して、それに対しても、やはりまだ政府側の説明が不十分であるといった声は多方面からあるというふうに私も聞いております。もちろん、完全に議事録を公開するとかそういったところでは無理なのかもしれませんけれども、今まで、中止命令に至るまで、ある程度の理由というのをおつしやつておられても、まだまだ説明不十分であるというふうには思いますが、例えれば、今回の審査の過程においても、やはりまだ政府側の説明が不十分であるといつた声は多方面からあるというふうに私も聞いております。もちろん、完全に議事録を公開するとかそういったところでは無理なのかもしれませんけれども、今まで、中止命令に至るまで、ある程度の理由といふのをおつしやつておられても、まだまだ説明不十分であるといつた声は多方面からあるというふうに私も聞いております。もちろん、完全に議事録を公開するとかそういったところでは無理なのかもしれませんけれども、今まで、中止命令に至るまで、ある程度の理由といふのをおつしやつておられても、まだまだ説明不十分であるといつた声は多方面からあるといふふうに私も聞いております。

○田村(謙)委員 私もまだ不勉強ではあると

思つてますけれども、今回の中止命令に至つた理由を拝見していくと、結局Jパワーの経営にまさに悪影響を及ぼす、一言で言うとそういつたことな

どが不透明ということは、國際ルールに照らして、

あるいは各国の事案に照らして、日本がそういう

範囲内では、情報開示は許される範囲では丁寧にしているところであります。

これに関して日本が特に閉鎖的であるとか手順

が透明ということは、

國際ルールに照らして、

日本がそういう

範囲内では、情報開示は許される範囲では丁寧にしているところであります。

ただ、先方が、この範囲についてはということ

で了解がとれた、あるいは先方が積極的に、自身

はこういう目的でとおしゃつていてことに関す

る範囲内では、情報開示は許される範囲では丁寧にしているところであります。

ただ、先方が、この範囲については

ありますから、勝手にこちらがやりとりをみ

なオープンにするというわけにはいかないわけであります。

ただ、先方が、この範囲については

ありますから、勝手にこちらがやりとりをみ

われであります。そこの中には開示できない問題もありますから、勝手にこちらがやりとりをみ

なオープンにするというわけにはいかないわけであります。

ただ、先方が、この範囲については

ありますから、勝手にこちらがやりとりをみ

なオープンにするというわけにはいかないわけであります。

とまでできるかというのを調べられますけれども、すべての範囲だつたら調べようがないじやないですか。日本の方がはるかに予見可能性が高いと思つております。極めて限定して列挙しているわけであります。その理由も開示しているわけであります。

なお、この三年間で外為法対象案件が七百六十件近くありました。中止命令は、このたつた一件でござります。

○田村(謙)委員 今のアメリカ、イギリス、いわゆる事後介入、確かに予見はできないというのをおっしゃるとおりだと思いますけれども、結局それを判断するのは投資家、世界じゅうの投資家でありますので、それがやはり日本の今回の懸念があるというだけで中止命令を出すということは、海外の投資家から見て理解しにくいものだ

りです。そこで、もう一言だけ最後に申し上げると、このJパワーがまさに民営化をした、上場した際に、そこ社長が先頭に立つて海外の投資家を誘致するために海外を飛び回ったという話も聞いております。それが結局、今回このような事態になつたというのは、やはり日本はわからないなどいう意見の方が多いというふうに私は聞いております。

そして、もう一言だけ最後に申し上げると、このJパワーがまさに民営化をした、上場した際に、そこ社長が先頭に立つて海外の投資家を誘致するために海外を飛び回ったという話も聞いております。それが結局、今回このような事態になつたというのは、やはり日本はわからないなどいうようにマイナスに働いてしまつてゐるということが少なからずあるんだろうと私も思つておりますし、ぜひそこは今後、一〇〇%民営化された株式会社でいいのかどうかを含めて、ゼロから検討すべきだということを最後に申し上げて、質問を終わります。

○東委員長 次に、三谷光男君。

○三谷委員 民主党の三谷光男です。久方ぶりに質問をさせていただきます。きょうは、中小企業金融三法案についてお尋ねをいたします。今回の中小企業金融三法案は、中小企業の経営あるいは再生について、資金面でのサポートをより充実したものにしようとする大変前向きなものであります。大変評価をしております。この法案

の内容を聞く前に、まさに中小企業を取り巻く金融の状況について、それぞれの御認識をお伺いしたいというふうに思います。

少しだげさかもしれないけれども、貸し渋りあ

るいは貸しはがしの前兆のようなことが始まつて

いるんじやないか、地元の中小企業者からの声を

聞きますと、それを懸念する材料がございます。

まず、最近の中小企業を取り巻く金融の状況につきまして、今の御認識を経済産業省から説明してください。

○中野副大臣 三谷委員には、いつも中小企業問題に熱心にお取り組みをいただいておるところであります。

御質問でありますけれども、最近の民間金融機関の中小企業向け貸出残高の推移を見ますと、昨年九月より前年同月比でマイナスに転じております。

か選別がかなり明確な形で進み始めているんじゃないいかというふうにあります。

中小企業向け貸出残高ですけれども、これは数字が間違っていたらまた後で御訂正をください。

約二百六十兆円、政府系が二十二、三兆円でしょ

うか、きょうも議題になつております信用保証が

二十九兆円、九割以上が民間金融機関からのこ

れは信金、信組を含めてですけれども貸し出しに

なります。信用保証がついている部分を除いても八割が純粹な民間からの貸し出し。つまり、中小企業の資金環境というのは民間の貸し出し姿勢が

Iが下がっているんですね。数字というのは、これがかなりラグを持って後から出てくるものです

弱くなると非常に大きな影響を受けるということ

がございます。

そして、副大臣も触れられましたけれども、D

Iが下がっているんですね。数字というのは、こ

れはかなりラグを持つて後から出てくるものです

から、悪い芽は早く摘まなければならぬと思いま

す。また、中小企業の借入難易度指数を見ます

と、長期的には比較的的良好な水準にあると認識

をいたしておりますけれども、昨年あたりから弱

い方向に加速度的になつてくるということがあ

ります。だから、早くその芽を摘まなければいけ

ないということはあると思います。

そこで、今度は貸し手を監督いたします金融

庁、きょうは山本副大臣にもおいでいただいてお

りますけれども、金融庁に聞かせていただきま

す。同じ問い合わせますけれども、最近の民間金融機関の中小企業向け貸し出しについて、貸し手を監督する金融庁から、その御認識について御説明を願いたい。

○私市政府参考人 お答えいたします。

よつて影響されるものではありますけれども、こ

うした動向の背景には、資金需要側である中小企

業において、原油価格あるいは穀物価格を始めと

する原材料価格の上昇、あるいは建築着工件数の

落ち込みによる工事の減少などにより影響を受け

る企業を中心に、収益の圧迫や資金繰りの厳しさ

が増しているのではないか、あるいは資金供給側

である金融機関においても、借り手である中小企

業の業況の見方が慎重になつてきたのではないか

という事情があるものと認識しております。

こうしたことから、先ほどと重なりますけれども

も、中小企業の業況判断はこのところ悪化してお

りますし、また中小企業から見た銀行の貸し出し

態度が厳しくなつたと感じているところです。

いざれにしても、中小企業に対する円滑な金融

融機関の最も重要な役割であるといふうに

認識しております。金融庁といいましても、

我が國経済の基盤を支える中小企業に対する金融

の円滑化に向け、引き続き積極的に取り組んでま

りたいというふうに認識をしております。

いざれにしても、中小企業に対する円滑な金融

融機関の最も重要な役割であるといふうに

幾らか抜粋しますと、もう緊急時じやありませんよ、平時ですよ、あるいはプログラム形式はやめましょう、画一的に物を見ていくのはやめましょうよ、こういうことを指針にされているわけですね。

では、

金融庁、監督局ですけれども、地域金融機関に対するそのように指導監督されているんでしょうか。これが一点目であります。

それから、「年度末に向けた中小企業対策について」、これはことしの二月二十日、関係閣僚による申し合わせとして出されています。同じよう

に、

成長力強化への早期実施策、ことしの四月四日、経済対策閣僚会議で示されています。その中で、金融検査マニュアル別冊、中小企業編であります。民間金融機関に周知徹底、これはいずれにも示されて、四月四日の経済対策閣僚会議のときには、さらに周知徹底、確認ということが申し込みされたはずなんです。中身は、この中小企業編検査マニュアル、画一的な審査はもうやめましょう、将来性とか中身をよく見ましよう、よく見て判断をしましよう、中小企業に対してはとうものだと思います。これは本当に周知徹底されているんでしようか。

この二点、お尋ねをしたいと思います。

○私市府参考人 お答えします。

まず、監督上の取り扱いでございますけれども、現行の地域密着型金融について、各金融機関の取り組みを促すために、引き続き以下の施策を実施しているところでございます。

一つは、各金融機関に対して、地域密着型金融の取り組みにかかる主要計数について決算期において開示をしてほしい、そういう要請をしております。二番目に、当局においても、年一回、取り組み状況の報告を求め、これを取りまとめて公表しております。三番目に、定期的なヒアリングの中で取り組み状況をフォローアップしております。また、従来より、地域密着型金融に関するシンポジウムを全国の財務局で開催し、事業再生等への理解やノウハウの共有化に努めているところ

ろでございます。さらに、金融庁では、各金融機

関が行う地域密着型金融の取り組みについて取りまとめた事例集を作成し、先般公表したところでございます。

こうした取り組みによって、各金融機関がノウハウの共有を一層進めることを期待しておるところでございます。

こうした施策を通じまして、引き続き各金融機関の自主的な取り組みを促し、地域密着型金融を推進してまいりたいというふうに考えております。

○三谷委員 今のような御答弁なんですか

も、本当に金融機関に対して監督指導されているんでしようか。

例えば昔の大蔵省銀行局のように、護送船団方

式の際の、はしの上げおろしまで一々口を出すよ

うなことを求めているわけではありません。まさ

に、先ほども示した、金融庁の今の地域金融における姿勢、概要の中に示されている姿勢をしつかりと監督局の方で焼きつけてちゃんとその指導

に当たれているのか、どうもそれは疑問に思う

んですね。実際に金融機関の方と話をしまして

も、検査局の方々のことばかり気にしているんで

すよ。監督局の話は全然出ないんです。だから、

本当に指導されているんでしょうか。

あるいは、先ほども指摘をしました金融検査マ

ニユアル別冊、中小企業編でありますけれども、

「中小企業の皆さん!」と題して金融庁が出されて

いる金融検査マニュアル別冊の解説編であります

とか、もちろんこれはいいことであります。いい

ことだとは思います。だけれども、中小企業に理

解を求めるとか、我々が悪いんじゃありませんよ

もう少しこれを解説を求めるとか、我々が悪いんじゃありませんよ

それが、最近になりまして地域金融機関も財

務体質が強くなってきたということだというふう

に思っております。数字は申し上げませんけれども、自己資本比率も不良債権比率も大分改善をさ

れてきました。収益も上がつてきました。

先ほども指摘しましたように、貸しはがしとか

あるいは貸し渋りとかいうようなことに至らな

いように、あるいはそのことがあなたの方の逆に長

い目で見れば首を絞めますよということが、まさにここに示された概要の中身でしよう。だから、それをきちんと示していただきたい、指導していただかたいと思います。お願いたします。

話をかえます。

山本金融担当副大臣にお伺いをいたします。金融機能の強化のための特別措置に関する法律についてお伺いをいたします。

これは三月末で事実上の期限切れとなりました。この法律を金融庁はなぜ延長しなかつたんでもうやめたという話をございます。つくったときにはどうやら反対をしたらしいのですけれども、今

の民主党は反対をしないと思います。どうして延長しないでしようか、御答弁をお願いします。

○山本副大臣 三谷委員から御指摘がございました、当時民主党が反対した、しかし今は反対でないというお話をございましたけれども、反対したから今回やめるということではありません。

やはり我々は、現状を分析いたしまして、平成十六年当時というのは特に地域金融機関は大変まだ財務内容が悪かつたわけでありまして、不良債権比率も高かつたわけでありますし、自己資本も大変低かったですということになります。したがって、やはり中小企業の円滑な資金調達のためには地域金融機関にしっかりともらわにやいかね、こうしたこともありまして金融機能強化法を制定させていただきました。

結果的には実績は二件しかなかったわけでありましたが、もちろんこれはいいことであります。いいことだとは思います。だけれども、中小企業に理

解を求めるとか、我々が悪いんじゃありませんよ

それが、最近になりまして地域金融機関も財

務体質が強くなってきたということだというふう

に思っております。数字は申し上げませんけれども、自己資本比率も不良債権比率も大分改善をさ

れてきました。収益も上がつてきました。

そして、自己で資金調達能力が上昇をして

きたということでありまして、はしの上げおろしではありませんけれども、すべてやはり金融庁、政府が責任を持つということではなくて、やはり自己で、自分が頑張つてもらうのがまず一番だと

いうことだというふうに思つております。

そうしたことでも、延長を行わなくても十分、中

小企業金融の円滑化に対する大きな障害になつてゐるのは言えない状況になつてきたというふうに判断をしておるところであります。また、先ほど申し上げましたけれども、各金融機関が自助努力をしていただきまして自ら資本の充実を図つていただくことが可能になつてきたというふうに判断いたします。

務基盤の強化を図りつつ、この信用保証制度がしっかりと機能していくよう、引き続き私どもも必要な措置を講じてまいる所存でございます。

○三谷委員 もうちょっと突っ込んで聞きたいんですが、時間がなくなつてしまいしますので、次の質問に移ります。

ここで、既に閣議決定もされ、そして法案も提出をされています株式会社地域力再生機構のことについてお聞きをいたします。

地域力再生機構がまさにつくられようとしています。きょうも議題となっている法案とも大変かかわり深い、私としては大変評価をしています中小企業再生支援協議会、この両者の対象企業のすみ分けはどうなつているんでしょうか。これは内閣府からお答えください。

○藤岡政府参考人 お答え申し上げます。

地域力再生機構でございますが、申し上げます。

もうちよつと突っ込んで聞きたいんですが、時間がなくなつてしまいしますので、次の質問に移ります。

ここで、既に閣議決定もされ、そして法案も提出をされています株式会社地域力再生機構のことについてお聞きをいたします。

地域力再生機構がまさにつくられようとしています。きょうも議題となっている法案とも大変かかわり深い、私としては大変評価をしています中小企業再生支援協議会、この両者の対象企業のすみ分けはどうなつているんでしょうか。これは内閣府からお答えください。

○藤岡政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの地域力再生機構でございます。地域経済に大きな影響を及ぼす中規模企業や第三セクターを対象といたしておりますが、事業や財務の再構築を行つて事業再生の円滑な展開を図るといふことで、全国に一つつくられるものでございます。このため、中小企業一般を広くカバーし、また全国に展開されております中小企業再生支援協議会とはおのずとその役割、機能は異なるものと考えてございます。

中小企業再生支援協議会と地域力再生機構でございますが、対象となる企業の規模や、また再生の手続等の面で違いはございますが、いずれも地域の企業の再生を支援するという重要な役割を担つていて認識しております。再生支援の対象となる地域の企業側がそれぞれの機関の特徴や企業の再生ニーズ等に応じまして適時適切に支援機関を選択していただくことになるものと考えてございます。

○三谷委員 それぞれの特徴を生かしてと言つても、ここで問わせていただいているのは、その対象となるものは具体的にどんなものなんですかということを問わせていただいている。もう一回お願いいたします。

○藤岡政府参考人 お答え申し上げます。

地域力再生機構でございますが、申し上げます。

お尋ねの地域力再生機構でございます。地域経済に大きな影響を及ぼす中規模企業や第三セクターを対象といたしておりますが、事業や財務の再構築を行つて事業再生の円滑な展開を図るといふことで、全国に一つつくられるものでございます。このため、中小企業一般を広くカバーし、また全国に展開されております中小企業再生支援協議会とはおのずとその役割、機能は異なるものと考えてございます。

○三谷委員 今まで問わせてもらって、大体同じようなお答えなんですけれども、地域経済を支える中規模企業。第三セクターのことは今回突つ込みません、中小企業に限つてお話をいたします。

中小企業再生支援協議会は、いわゆる、たくさんの方は、四十件やつたといつても、十九件は大企業でした。だけれども、ダイエー、カネボウは最初にやつたけれども、最後のころというのは、半分以上は、地域の、もしかしたらこの中小企業再生支援協議会でも手がかかる、かけることができるので、影響力の大きいものは、まあ地域経済を支えているふうにペーパーとかではお答えにならぬるというふうに、再生機構だ、再生機構だ、こういうすみ分けがなされています。

ただ、まさにこの法案にも関係をいたしますけれども、一つには、中小企業機構出資の中小企業再生ファンドもございます。この法案で保証協会が組成を促すことになつていています。うまくいけば、まさに地域再生ファンドがもつともつとできる話になるわけです。

一方で、これは完全民営化されましたけれども、日本政策投資銀行、新潟鉄工所を再生しましたように、これもまさに事業再生あるいは地域再生に大きな実績を持っている、そして今もやつているということが言えます。

そこで、中小企業再生支援協議会でありますけれども、これは、正直申し上げまして大変評価を受けています。

具体的に、その対象となる民間の中規模企業といふものでございますが、資金の規模を問うものではございませんが、例えば具体的なイメージで申し上げますと、中核都市の中心市街地に立地いたします百貨店あるいは商業施設でありますとか、また交通インフラ、バス会社、鉄道等、また観光などに多角化しております中核企業、地元で多く活動されておりますが、などが想定をされておりますけれども、そこそこ大きいものも多いんです。大きいものもあるんですよ。この中にも示されている千葉県の富士屋旅館の例だつて、そぞこの旅館ですよ。

よく引き合いに出される産業再生機構でも、鬼怒川温泉とか日光の温泉旅館を、最後の、後半の方は、四十一件やつたといつても、十九件は大企業でした。だけれども、ダイエー、カネボウは最初にやつたけれども、最後のころというのは、半分以上は、地域の、もしかしたらこの中小企業再生支援協議会でも手がかかる、かけることができるので、影響力の大きいものは、まあ地域経済を支えられるのがかかる、そういうものなんです。ならば、この対象とされている企業というのは、レンジがかなり狭いんじゃないかと思うんですね。

だから、どういう対象企業を具体的に考えておられるのか。でないと、これからつくろうとされているわけですから、必要ないじやないですか。政投銀もあれば支援協議会もあれば再生ファンドもこれからできるのですから。どういう具体的な対象企業なんでしょうか。

○藤岡政府参考人 お答え申し上げます。

先生おつしやいました、まさに中小企業ファンドが最近多くなつておりますとか、また政策投資銀行を始めとする事業再生分野の活躍、また中小企業再生支援協議会が最近成果を残されておるということにつきましては、私どもも十分評価をさせていただいているところでございます。

具体的な対象企業を述べよという御質問ですが、先ほど申し上げました、具体的な考え方としては、具体的な企業の分野で申し上げますとそう申しますのは、まさにこの法律の中で具体的な再生支援にわたる手続が厳格に定められてございまして、事業者からの自発的な申し込みを受け支援するという手法を用いているものでございます。

具体的に、その対象となる民間の中規模企業といふものでございますが、資金の規模を問うものではございませんが、例えば具体的なイメージで申し上げますと、中核都市の中心市街地に立地いたします百貨店あるいは商業施設でありますとか、また交通インフラ、バス会社、鉄道等、また観光などに多角化しております中核企業、地元で多く活動されておりますが、などが想定をされておりますけれども、そこそこ大きいものも多いんです。大きいものもあるんですよ。この中にも示されている千葉県の富士屋旅館の例だつて、そぞこの旅館ですよ。

よく引き合いに出される産業再生機構でも、鬼怒川温泉とか日光の温泉旅館を、最後の、後半の方は、四十一件やつたといつても、十九件は大企業でした。だけれども、ダイエー、カネボウは最初にやつたけれども、最後のころというのは、半分以上は、地域の、もしかしたらこの中小企業再生支援協議会でも手がかかる、かけることができるので、影響力の大きいものは、まあ地域経済を支えられるのがかかる、そういうものなんです。ならば、この対象とされている企業というのは、レンジがかなり狭いんじゃないかと思うんですね。

だから、どういう対象企業を具体的に考えておられたといいましても、やはりこれは全国的に、例えば、地域の企業は多様な顔を持ちますので、いろいろな人材を探す必要、適切な人材を探す必要があります、そういう面はどうするのかといった分野の、まさにそういう分野における事業の再生

も大臣もそうだと思いますが、山本副大臣もそうだと思いますけれども、なかなか中小企業は、この場で何回も私もお話をさせていただいいたんですけれども、僕は焼け野原だと思っていて、日本經濟焼け野原論なんですよ。地元の中小零細企業はほとんど干され切っています。体力がないというのが自分の実感値なんですね。

従業員の方も給与が上がらない中での物価高が始まっていますから、相当深刻だなということは、この場で何回も質問をさせていただいたり自分で意見を述べさせていただいります。その実感があるものですから、先ほど山本副大臣が、三谷さんの質問ですか、金融機能強化法だと思っていますけれども、三月エンドで終了した、それは、信金、信組を含めて金融機関がある程度体力がついたから、一たん三月で終了したんだよと。三谷さんも非常に温かいお言葉がありまして、民主党は延長することに反対じゃないよといふお言葉もあつたわけに対して、これは将来を見通して、政府の皆さんに對して非常に配慮のある発言かなと自分は思っているんですよ。

ですから、その点についてはぜひ、銀行でも都銀もあれば第二地銀もあれば、信金、信組もありますから、今のそこの経営はどうなつていて、本当に大丈夫だとおっしゃられるのかなにつけ、山本副大臣も、実は違うんだけれども、役所の方から言われて立場上言わなくちゃいけなくておつしやつていらつしやるのかなと思うんですけれども、もう一度聞かせていただければ幸いでございます。

(梶山委員長代理退席、委員長着席)

○山本副大臣 大島委員の質問にお答えさせていただきたく思います。

先ほどの三谷委員の質問で大体おわかりいただけたと思いますが、実態はどうだというお話をだと思いますけれども、実際に、地域金融機関というのは、中小企業にとりましては、やはり顔の見え融資ということで、一番大事であることは間違ひありません。その地域金融機関の体力強化とい

うのは一番大事であります。

それが実際に強化されてきておるということも数字上はつきりしておるわけでありまして、たゞ、それは絶対大丈夫かというと、これは絶対大丈夫ということはあり得ないわけでありますけれども、ただ、これで金融機能強化法を延長するこ

とが必要かどうかということになつてくると思いまますけれども、やはりモラルハザードもあるわけでありまして、余りセーフティーネットがあり過ぎますと自助努力がなくなつてくるということがあります。逆に、この十六年の成立のときに、先ほど民主党さんが賛成、反対という話がありましたけれども、モラルハザードがあるじゃないか、大丈夫か、そんなことやつてという意味で反対をされたというふうに私も聞いておりますが、やはりその点も、指摘も正しかつたと言つていいかどうかわかりませんけれども、あのときよりは今の方が大部分対策が強化されておりますから、まさにこれ以上やるとモラルハザードにならへんか、こんな意味合いもありまして、今回はここで見送らせていただいた、こんなふうに御理解いただきたいと思

います。

○私市政府参考人 お答えいたします。

我が国の預金取扱金融機関における直近の不良債権比率でございますけれども、決算が、二十年三月期はまだ出でおりませんで、主要行、地域銀行については昨年の中間決算の九月期まで、それから、信用金庫、信用組合についても、主要行で

一・五%の不良債権比率、地域銀行で同じく三・九%、これが十九年九月期の数字でございます。それから、信用金庫、信用組合については、十九年三月期の数字でございますが、それぞれ六・五%、一〇・三%となつております。

また、我が国の預金取扱機関による直近の自己資本比率でございますけれども、主要行で一二・九%、地域銀行で一〇・五%，いずれも十九年九月期。それから、信用金庫で一一・九%，信用組合で一〇・一%となつております。

当庁といたしましては、各業態で不良債権比率や自己資本比率にばらつきがあるものの、全体としては不良債権比率は低下傾向にある、一方で、自己資本比率は上昇傾向にあります。我が国

預金取扱機関の財務の健全性の向上が図られているものと認識しております。

ただ、地域別にどうなつていいかということについては、申しわけありませんが、ちょっとと今手

元に数字がございません。

○大島(教)委員 地域別、恐らく去年の三月期の資料あるいは去年の九月の中間決算の資料がある

かと思いますが、銀行のデイスクリージャーの資料を私も何行か見てみたんですけれども、余りよくないという実感を持っていまして、銀行の中で

も、それぞれに応じて、悪いところが結構あるな

という実感も覚えた次第なんですね。

自分自身が、要は八年前の不良債権処理のときには、私はちょっとと少数意見で、不良債権処理はやめた方がいいんじゃないのという立場をとつて

いました、不良債権を処理すれば処理するほど不

良債権がふえたという実態がございました。

今回、地域経済を見ると、不良債権を処理すれば処理するほど連鎖的に倒産が起きて地域経済が疲弊してしまうおそれがあるのかなと私は感じております。その点につきまして、甘利大臣及び

山本副大臣には、お立場は違うんですけれども、うんじやないです。

いところについては悪化するおそれがあるのかなと思つております。その点についてコメントを、現状どうなつてているのか教えていただければ幸いでございます。

○私市政府参考人 お答えいたします。

我が国の預金取扱金融機関における直近の不良債権比率でございますけれども、決算が、二十年三月期はまだ出でおりませんで、主要行、地域銀

行については昨年の中間決算の九月期まで、それから、信用金庫、信用組合についても、主要行で

一・五%の不良債権比率、地域銀行で同じく三・九%、これが十九年九月期の数字でございます。それから、信用金庫、信用組合については、十九年三月期までの数字でございますけれども、主要行で

丁寧な、連絡を密にとりながらの仕事、連携が必要かと思いますので、その点について甘利大臣から一言いただければ幸いです。

○甘利国務大臣 都市銀行に比べて地銀、なかんばほどの、予防的に資本注入をする法律、セーフティーネットがなくなつて大丈夫なのかという話と、元不安定局面に入る中で大丈夫かという話と、先ほどの、信金、信組の不良債権比率が、先ほどの発表のようだに大分落差がある。これから地域経済が足りる、気配りをしていかないやならないと思つておりますし、あわせて、金融庁との連携もしつかりしていかないやならないと思つております。

年度末の金融がタイトになるということで、三月には、金融大臣と同席のもとに、地域金融機関に対し、もちろん、都市銀行もそうでありますが、民間金融機関に対しまして、しっかりと中小企業金融への対応を要請したわけでありますし、あるいは、各省連携でいいますと、国交省等と連絡をとりながら、建築着工件数の減少に伴つて影響を受ける業種をセーフティーネット保証に追加をする、これも金融庁ではありませんが、他省との連携をとらせていただいているところであります。

あるいは、金融検査マニュアルにつきましても、中小企業向けということについて周知徹底されるように金融庁とも連携をとつていてるわけでありますし、中小公庫の資本性劣後ローン創設に伴う金融検査マニュアルの改定等にも連携して取り組んでいるところであります。

今後とも、円滑な資金供給ができるないがために地域経済が困難に陥るということがないように、しっかりと金融庁と連携をとりつつ行つていきたいと思っております。

○大島(敦)委員 ありがとうございました。

山本副大臣には質問は終わりましたので、もうすぐ時間なんですかれども、退席していただいて結構でござります。

ただ、恐らく、役所の方から受け取つておられる料と、多分、山本副大臣ももとは経済産業省の政務官だったと伺つておりますので、地域経済が多少これから非常に悪くなるという実感を持つつては、信金、信組の不良債権比率が非常に疑われるわけですよ。やはり、保証したらある程度継続的にその会社が残ることが必要だなと思つておりますし、そのことによって一定の中立性というのかな、透明性が確保できると思いますので、その点についての御答弁をいただければ幸いです。

おそれがあるかなと思つておりますし、それと地域経済で、銀行に対する信用がなくなつたときの本当に安心するんですけれども、さらに悪化している状態が起きると思うんです。その点についての手当をお願いしていただき、山本副大臣、まさにあります。

次の質問に移りたいと思います。

次の質問なんですかれども、一点が、昨年の十月には、開始された責任共有制度は、金融機関に適切な責任分担を求めることで与信審査の質の向上につながつたと考えております。これは、やはり、信用保証協会が全額持つと物事考えなくなりますから、二割でもそれを持つことによつて、リスクを負担することによって融資先に対してある程度の責任分担を求めてるんだと考

えております。これは、やはり、年間でいうと千五百人を超える職員に対して、業務別、課題別等の研修を実施しております。

それから、各信用保証協会に設置をされました外部評価委員会といふものがあります。学者、弁護士、公認会計士から成るわけですが、この外部評価委員会によりまして、業務実績の評価、それから公表を行うことで経営の透明性を図るということにしておるわけであります。

ささらに、情報公開であります。間違つても政治的なプレッシャーによつてバイアスがかかるといふことは決してあつてはならない。純粹に案件ごとの専門家としての審査でなければならぬわけではありませんし、あるいは専門家としての審査能力に欠けているという部分があるかもしれません。

そこで、原因分析を重点的に行うといふこと

た、もう半年ぐらいで倒産してしまつたということは、審査能力が非常に疑われるわけですよ。やはり、保証したらある程度継続的にその会社が残ることが必要だなと思つておりますし、そのことを開始いたしました。お話をとおり、金融機関に適切な責任分担を求めるということで、与信審査のさらなる適正化が図られる。目つき能力をつけてもらうということに資すると思つております。

他方で、保証協会自身の保証審査につきましても目つき能力を向上させなければいけない。目つき能力の向上というのは、保証をつける案件を減らすということではなくて、リスクをしつかり見てとる目を養うということであります。そこで、年間でいうと千五百人を超える職員に対して、業務別、課題別等の研修を実施しております。

それから、各信用保証協会に設置をされました外部評価委員会といふものがあります。学者、弁護士、公認会計士から成るわけですが、この外部評価委員会によりまして、業務実績の評価、それから公表を行つて再生が効果的に進められる見通しがある場合に限定する。そういう意味で、今後必要な基準の整備を図つていく予定であります。

○中野副大臣 大島委員の御懸念は、一般的には理解はできます。

ただ、この法案におきましては、信用保証協会の譲り受け債権を保証先である中小企業者にかかるものに限定する、なお債権譲り受け業務は主たる業務である保証業務の妨げとならない範囲であります。学者、弁護士、公認会計士から成るわけですが、このみ行えるということを明確に規定をいたしておるところであります。また、信用保証協会による債権の譲り受けによって再生が効果的に進められる見通しがある場合に限定する。そういう意味で、今後必要な基準の整備を図つていく予定であります。

ささらに、中小企業再生支援協議会等による再生計画の策定と連携することによりまして、債権の譲り受けの是非、あるいは譲り受け価格等に関する客観性、合理性を確保していくことを考えてお

ります。

ささらに、中小企業再生支援協議会等による再生計画の策定と連携することによりまして、債権の譲り受けの是非、あるいは譲り受け価格等に関する客観性、合理性を確保していくことを考えてお

ります。

スの徹底状況等についても評価、公表を行うなど、さらなる情報開示に努めまして、ガバナンス強化を図るということに努めてまいります。

○大島(敦)委員 あと二問ぐらい質問したいんですけども、ちょっと許してください。

次の一質問なんですかれども、再生に消極的な金融機関等の債権を保証協会が譲り受けることにより、債権者調整を円滑に行うことが可能になつております。その結果、必要な中小企業の再生が達成されるとは思うんですけども、要是、保証協会が銀行から債権を譲り受けいくわけですから、金融機関としてはできるだけ悪いものを保証協会の方に買つてほしいという、そういう意思が働くおそれがあるかなと考えておりまして、そういうことがないようにどのようにお考へなのか、その点についてお聞かせください。

○中野副大臣 大島委員の御懸念は、一般的には理解はできます。

ただ、この法案におきましては、信用保証協会の譲り受け債権を保証先である中小企業者にかかるものに限定する、なお債権譲り受け業務は主たる業務である保証業務の妨げとならない範囲であります。学者、弁護士、公認会計士から成るわけですが、このみ行えるということを明確に規定をいたしておるところであります。また、信用保証協会による債権の譲り受けによって再生が効果的に進められる見通しがある場合に限定する。そういう意味で、今後必要な基準の整備を図つていく予定であります。

ささらに、中小企業再生支援協議会等による再生計画の策定と連携することによりまして、債権の譲り受けの是非、あるいは譲り受け価格等に関する客観性、合理性を確保していくことを考えてお

ります。

このように、譲り受け債権の限定や各種手続を通りまして、適正な形で信用保証協会が債権を譲り受けることを担保することによって、御指摘のような再生見込みのない不良債権を民間の金融機関から押しつけられることがないように、ちゃんと取り組んでまいる所存であります。

だつたら、毎年一回ちゃんと検査をやつてゐるわけですね。第二地銀や信金、信組のときには、二〇〇〇年からの一年ほどの間に六十ほど、かなり健全にやつてゐるところであつても無理な引当金の要求で破綻に追い込んでつぶしていくというのがありましてけれども、なぜ新銀行東京について金融庁はここまで放置してきたのか、金融庁に責任というものはないというお考えなのか、これ伺います。

○西原政府参考人 私ども、決して放置をしていわけではありませんで、ただ、表立つて目に見える形で何か検査監督権限を行使しているといふわけでもございません。したがいまして、私ども

もは やはり適時適切に、その時点におけるいろいろな情報をもとに促していくという状況にござります。

基本的な考え方をいたしましては、やはり自己責任の原則あるいは市場規律といったことの中でもその経営が自主的に図られていくことが望ましいと考えております。したがいまして、基本的には、当局としては、過剰介入にはならないようについてふうに留意しつつ、しかしながら、一方で、金融システムの安定、これを害するようななことはならないよう、あるいは預金者、利用者、この保護に資するように、そういった観点から、特にリスク管理の関係あるいは財務の健全性、その自助努力を促しているという現状にござります。

それから、先ほど、ほかのところはきつくやつていたのじやないかというお話をございましたが、どうでございませんで、これは会計基準で乗つた形で適切に行使していたということでござります。そういうような形で、私ども、その時点その時点で認識した課題については適時お示しをされ、これまでも改善を促してきているということです。

○吉井委員 それぞれのチェックした一つの段階で、幾らの赤字をきちんと把握しておったかとい

うことをまだお答えいただいていないので、それは次のところであわせて答えてもらいたいと思うんです。

当初、三年後も赤字とされていたマスター・プランを、知事側近が取り仕切つて五十四億円の黒字に書きかえて実現不可能な目標を設定して、ずさんな融資で不良債権の山をつくらせ、リスク商品の購入で損失を出し、過大投資による高過ぎる営業コストで赤字を膨らませたという問題があります。これは、旧執行役員の方の証言とか、それから東京都と新銀行東京のやりとりの記録をしたブルーフィングメモというのがあります。これで金融庁自身が十分解説できる話ですよ。

四月二十五日から検査というお話をありましたけれども、だから、最初のマスター・プランづくりのときから、もともと三年後も赤字だとされたものを無理やり黒字ということに書きかえさせてきた問題とか、そういうことを含めて、こうしたことはきちんと検査するということをやらなかつたら金融庁の責任を果たすことにならないと私は思うんです。伺います。

○西原政府参考人 お答え申し上げます。

各それぞれのタイミングでどれだけの赤字だったか、それをということですが、平成十八年三月期においては損失が二百九十九億円、それから十九年三月期では五百四十七億円、それから、今度まだ決算は出ておりませんけれども、一応通期の見通しとして、二十年三月期は百六十七億円になるのではないかというふうに今言われております。

そういう状況を見定めながら、私ども、モニタリングに努めているところですが、今おつしやられましたように、この四月の二十五日から、今度はオンラインで検査に入ります。そういった中で、リスク管理体制がどうなつかと同時に、また法令等遵守体制、これがどうなっているか、資産査定の状況はどうなっているか等々についてしっかりととした検査を実施していきたいというふうに考えております。

うことをまだお答えいただいていいので、それ
は次のところであわせて答えてもらいたいと思う
んです。

当初、三年後も赤字とされていたマスターープラ
ンを、知事側近が取り仕切つて五十四億円の黒字
に書きかえて実現不可能な目標を設定して、すさ
んな融資で不良債権の山をつくらせ、リスク商品
の購入で損失を出し、過大投資による高過ぎる營
業コストで赤字を膨らませたという問題がありま
す。これは、旧執行役員の方の証言とか、それか
ら東京都と新銀行東京のやりとりの記録をしたブ
リーフィングメモというのがありますが、これら
で金融庁自身が十分解説できる話ですよ。

四月二十五日から検査というお話をありました
けれども、だから、最初のマスターープランづくり
のときから、もともと三年後も赤字だとされてい
たものを無理やり黒字ということに書きかえさせ
てきた問題とか、そういうことを含めて、こう
したことばかりと検査するということをやらな
かつたら金融庁の責任を果たすことにならないと
私は思うんです。伺います。

○西原政府参考人 お答え申し上げます。

各それぞれのタイミングでどれだけの赤字だったか、それをということですが、平成十八年三月期においては損失が二百九億円、それから十九年三月期では五百四十七億円、それから、今度まだ決算は出ておりませんけれども、一応通期の見通しとして、二十年三月期は百六十七億円になるの

期でも一千十六億の累損が出るというふうにも言われてきている新銀行東京について、私は、これは都知事など都の幹部と金融庁の責任というものの、今までずっとときどき監督検査して対応しなきやいけないので、やはりそういう点での責任は非常に重いと思うんです。だから、それだけに、これからも検査の中でも、私が先ほど言いましたことは金融庁自身が十分解説できる話ですから、これはやはりきちんとやつてもらう必要があると思ふんです。

この問題の最後に甘利大臣に伺つておきたいと思うんですが、中小企業貸し出しが半分以下、こういうようなあり方というのはいかがなものか、どう見ておられるかを伺つておきたいと思います。

○**甘利国務大臣** 今の御質問は、新銀行東京の貸出先が中小企業の割合が低いという意味でありますか。

設立した趣旨は、中小企業向けに機動的に対応していくことであつたと思います。どこまでの範囲がその趣旨にのつた金融行動をされているかというのは一概に言えないことでありますし、金融機関のそれぞれの融資判断というのもあらうかと思います。私の方からは、中小向け金融の範囲、シェアですね、どこまでいい、どこまで悪いということについてのコメントは避けさせていただきたいと思います。

○**吉井委員** 破綻して税金投入ということになりますと、これは、何か一般の金融機関が経営に失敗した、経営者が責任とするという話とは全然違つてしまりますから、竹中さんは最初、閣僚として随分歓迎の意向を明らかにしておられた話ですから、そういうものがこういう事態になつていてるときに、国自身が余り気楽な見方でおつてはやはりだめだというふうに私は言わなきやならぬと思います。

次に、中小企業の資金繰りの方についてさらに伺つてきますが、中小企業の資金繰りDIが悪化して、今、保証つきでないと融資を受けられなだめだというふうに私は言わなきやならぬと思ひます。

い比率の上昇が随分見られるということは中小公庫などの調査でも明らかになつておりますが、金融機関が中小企業の資金供給に十分責任を果たしていないのではないかというふうに思われるのですが、この点はどうですか。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

昨今の金融機関の貸出残高を見てみると、昨年秋ごろから少なくなつてきてる。あるいは、借入難易度指数を見ましても、昨年あたりから、プラスでござりますが少し弱含みになつていると、いう意味で、先ほどから、優良先には積極的なところと、少し、そうでない先には消極的、そういう意味で二極化しつつある兆候が見受けられると、いうふうに私ども認識いたしております。

私ども中小企業庁といたしましては、こういう厳しい状況の中で引き続き十分に金融情勢をウォッチしたいというふうに思つてますが、昨年秋あるいは二年前から、原油対策あるいは建築確認対策、その場の出来事に応じて、全国の中小企業の方々の資金繰りをいかに円滑にするかというふうな観点で業種追加、業種指定等々進めてきておりまして、今後も引き続き中小企業の資金調達の円滑化に向けて全力を尽くしてやつていきたいというふうに思つております。

○吉井委員 昨年の秋からだけの話じゃなくて、二〇〇〇年と比べてみて、今、主要行の貸出残高がどうなつててるか。八十三兆円ぐらい減つててるんですね。国内中小企業向けの貸出残高がどうなつててるか。中小企業向けを見ても、二〇〇〇年と比べてみて、二〇〇七年度で四十六兆円の減少ですね、二割減つててるんです。だから、非常に中小企業の資金繰りというのは厳しい事態になつててる。そうでなくとも原油高騰その他、経営環境は非常に悪いわけですけれども、そういう中でさらに中小企業にとつては大変な事態になつててる。

ですから、たとえ担保力や信用力が弱くても、金融機関が目つき能力を発揮して融資を実行するということが非常に大事なことですし、保証つき

い比率の上昇が随分見られるということは中小公庫などの調査でも明らかになつておりますが、金融機関が中小企業の資金供給に十分責任を果たしていないのではないかというふうに思われるのですが、この点はどうですか。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

昨今の金融機関の貸出残高を見てみると、昨年秋ごろから少なくなってきていている。あるいは、

借入難易度指数を見ましても、昨年あたりから、
一括返済の比率が少しずつ高くなっている。

「アーヴィング」が少しおかしないと
いう意味で、先ほどから、優良先には積極的など

ころと、少し、そうでない先には消極的、そういう意味で二極化しつつある兆候が見受けられると

いうふうに私ども認識いたしております。

厳しい状況の中で引き続き十分に金融情勢をウ
オツチしたいと、いうふうに思つて、いますが、作年

秋あるいは二年前から、原油対策あるいは建築確
保対策、その場の出来事に心がけ、全国のロード企

認好策 その場の出来事に応じて 全国の中小企
業の方々の資金繰りをいかに円滑にするかという

ふうな観点で業種追加、業種指定等々進めてきておりまして、今後も引き続き中小企業の資金調達

の円滑化に向けて全力を尽くしてやつていきたい
というふうに思つております。

○吉井委員 昨年の秋からだけの話じやなくて、
二〇〇〇年二七九で、今、主要厅の貸出残高

二〇〇五年と比べてみて、今、主要行の貸出残高がどうなつてゐるか。八十三兆円ぐらい減つてい

るんですね。国内中小企業向けの貸出残高がどうなっているか。中小企業向けを見ても、二〇〇〇

年と比べてみて、二〇〇七年度で四十六兆円の減少ですね、二割減っているんです。だから、非常

に中小企業の資金繰りというのは厳しい事態になつてゐる。そうでなくとも原曲高鳴その他の、経

常環境は非常に悪いわけですけれども、そういう

中でさらに中小企業にとっては大変な事態になつてゐる。

ですから、たとえ担保力や信用力が弱くても、金融機関が目つき能力を發揮して融資を実行する

ということが非常に大事なことですし、保証つき

でないと貸さない、こういう姿勢を金融機関がとるようでは、これは日本経済にとって非常に深刻な問題だというふうに考へておるんです。

そこで、金融機関の姿勢の改善のないまま、現在責任共有制で貸し渋りを招いておりますが、法律はできても、実際に導入することについては、金融状況が改善しなければ実施しないというお話をだつたんですが、しかし、実際には始まつた。しかし、状況は悪い。

ですから、この前提起しましたように、例えば兵庫県のように、二割の部分について独自の制度で損失補てんをすることで何とか中小企業の融資がうまくいくようにしておるが、どうしていふが、兵庫のこの制度は今どういうふうになつてますか。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

責任共有制度につきましては、金融機関と信用保証協会、これが適切に責任を分担して、金融機関の方々にも中小企業への積極的な経営支援、これをやつていただこう、またそうすることが金融機関の財務状況の改善につながるというような趣旨で導入したわけでござります。

たしか二月だつたと思ひますが、御質問いたしまして、兵庫県からの提案につきましては、その対象範囲などについて調整を進めてきたところでありまして、責任共有制度の趣旨を損なわない方向でおおむね整理が進んでいるというふうに私も認識いたしております。

ただ、兵庫県と金融機関の側で一、二課題が残つているというふうに聞いておりまして、例えれば、兵庫県の御提案に対応するためには金融機関が兵庫県内での会計処理システムを変更していくべきやいかぬというのをどうしていくか、あるいは、自治体によります法人への債務保証を禁じた法律との関係をどう解釈するかというような懸念が金融機関の方にあるというふうに承知しております。いずれにいたしましても、こういう懸念につき

ましては、現在あるいは引き続き兵庫県の方と金融機関の方で調整が図られていくんじやないかと

いうふうに認識いたしております。一、二伺つておきたいと思うんですが、保証協会に再生支援業務を追加するということですが、この再生支援業務の原資にかかわって質問したいと思うんです。

一九九八年の金融危機、あるいはその後、二〇〇〇年代に入つて大規模なリストラ不況などありましたがけれども、九八年以降、赤字の保証協会がふえました。これはお手元に資料を、中小企業庁の方でまとめてもらつたのを配らせていただいておりますが、赤字の保証協会がふえたんですが、今はようやく減少ぎみです。それでも、二〇〇二年には全国、県でいえば約半分、二十三府県市で

すね、それから二〇〇六年度でも四県市で赤字の保証協会が出ておりますし、これは四つだといつても、黒字でも収支差が十億円未満の協会が二十九ある。ですから、現在もなかなか信用保証協会というのは厳しい状況にあるということだが、この資料を見てもわかると思うんです。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

保証協会が出ておりますし、これは四つだといつても、黒字でも収支差が十億円未満の協会が二十九ある。ですから、現在もなかなか信用保証協会は、そもそも円滑な保証を行つていくための要素もあるわけでございますので、この内部留保の効果的な使い方というのをどのようにしていくのか、本法でお決めいただく主たる業務である債務の保証を妨げない範囲をどのように考へていくのか、こういった点も勘案して決めてまいりたいと

○吉井委員 次に、信用保険法にかかわつて伺つておきますが、信用保険法について、多くの取引先を持つ納入先中小企業と金融機関が組んで、取引先に参加を呼びかけて売掛金の早期現金化をする、こういう仕組みをつくろうというものですね。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

大に備えるためのものというのがこの収支差額変動準備金。保証の最大というのは基本財産掛けの定款倍率ですから、基本財産を取り崩してしまつておると保証率は小さくなるということになりますね。

○吉井委員 最後に甘利大臣に伺つておきたい

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。
債権の譲り受け等につきましては、法案上も、主たる業務である債務の保証を妨げない限度で行うものということを定めているところでございます。

このため、債権の譲り受けを含む新たな再生支援業務の追加により、信用保証協会の収支が悪化して、主たる業務である債務保証に影響が出ないようになるということが極めて重要でございまして、各信用保証協会の内部留保の一定期間内でのみ新たな業務を行うこととするというような定量的基準を定めてまいりたいと思います。

御指摘のとおり、この内部留保といいますもの

は、そもそも円滑な保証を行つていくための要素もあるわけでございますので、この内部留保の効果的な使い方というのをどのようにしていくのか、本法でお決めいただく主たる業務である債務の保証を妨げない範囲をどのように考へていくのか、こういった点も勘案して決めてまいりたいと

いうふうに考へておる次第でございます。

○吉井委員 次に、信用保険法にかかわつて伺つておきますが、信用保険法について、多くの取引

先を持つ納入先中小企業と金融機関が組んで、取引先に参加を呼びかけて売掛金の早期現金化をする、こういう仕組みをつくろうというものですね。

が一にも委員御指摘のようなそういう問題、金融機関から不必要な金融商品を抱き合わせで押しつけられるとか、そういうことがないよう、金融庁さん、ほかの省庁とも連携をとりながら、しっかりとこの制度運用に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○吉井委員 次に、中小公庫法について伺つておりますが、発注する支払い企業と多数の納入企業に係る売り掛け債権等をまとめてブール化するその特定目的会社等を中小公庫が金融支援するというものですね。

ですから、現実にどういう状況があるかということをそこから出発して考えますと、これは例えば自動車、電機などの取引実態のある特定の大手企業系列の中小企業群などが主に活用するということになつてくるのではないかと思われますが、

この点はどうですか。

○吉井委員 本日の御審議でも御説明申し上げましたけれども、既にこういった売り掛け債権の流動化が実施されているケースがございます。ただ、その実態は、委員御指摘のような大企業にかかるよう

ものが既に起きているということでありまして、中小企業が参加できているケースは非常に限られていますことだらうと思います。

その原因となりますのは、そういうふた売り掛け債務を持つておられる企業の信用力というものに限界があるために、関係中小企業への適用がなされていないということが起きているのではない

か。したがいまして、この法律でそのような信用力を補完いたしまして、幅広く中小企業の方が利用できるようなり売り掛け債権の流動化を図つてしまつたがいりたいというふうに考へておる次第でございま

す。

○吉井委員 最後に甘利大臣に伺つておきたい

思ひますけれども、これまでの証券化の実績、公

庫そのものは十月に政策金融公庫に変わる、こう

いう流れの中で見ますと、中小企業への直接融資

を廃止してSPCへの貸し付けの開始ということ

になりますから、これは民間中小企業への民業補完ということ民業補完から、民間金融機関への民業補完ということへ同じ、事は民業補完でも、かなり性格が変わらんじやないかということが思われるんです。

六割が利用している中小企業と金融機関を結ぶ信用補完の本来業務充実に力を入れるべきではないか。EUを見ても、アメリカを見ても、マイクロビジネス重視ということはそういうことではないかと思うんですが、この点についての甘利大臣のお考えを伺つておきたいと思います。

○甘利国務大臣 御指摘の本来業務をきちんとせいいとすることあります、この充実につきましては、円滑な信用補完制度の運営を確保するためには、まず財務基盤の強化が必須であるということを踏まえまして、十九年度に、当初予算、補正予算を合わせて約二千五百億円、二十年度の当初予算で四百億円を措置しているわけあります。

また、中小企業が真に必要とする資金供給を実現するために、信用保証協会の職員の能力向上等を通じまして、中小企業の状況であるとか将来性を見きわめる、いわゆる目つき能力の向上にも努めているところであります。

経済産業省といたしましては、中小企業の資金繰りが円滑に行われるよう、引き続き信用補完制度の財務基盤を強化していくとともに、目つき能力の一層の向上等のためにしつかりと指導監督を行っていく。

基本的に、民業といわゆる官業といいますか、政府が関与する金融機関のすみ分けというよりコラボレーションといいますか、民業ができるところは民業に任せますが、基本的に民業で対応できない、しかも政策的に必要なところというところについてはしつかり対応ができるよう、今後ともしつかりとした目配りをしていきたいと思っております。

○吉井委員 時間が参りましたので、質問を終ります。

○東委員長 これにて各案に対する質疑は終局い

たしました。
次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時三十六分散会